

令和5年度

随時（補助金交付事務）監査結果報告書

令和6年4月

備前市監査委員



本報告書は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項及び第 5 項の規定に基づき行った監査の結果を、同条第 9 項の規定により備前市議会及び備前市長並びに備前市教育委員会に提出するものである。

また、同条第 10 項の規定に基づき、意見を添えて提出する。

令和 6 年 4 月

備前市監査委員 小野田 隼也  
同 土 器 豊

# 目次

ページ

## 令和5年度随時監査結果報告

第1	基準に準拠している旨	1
第2	監査の種類	1
第3	監査の対象	1
第4	監査の着眼点	2
第5	監査の主な実施内容	2
第6	監査の実施場所及び日程	2
第7	監査の報告基準	2
第8	監査の結果	4
1	補助金の概要	4
2	指摘事項	4
(1)	法令等に違反していると認められるもの	4
3	指導事項	6
(1)	法令等には違反しないが、事務処理上改善する必要があると認められるもの	6

## 令和5年度随時監査結果報告添付意見

1	意見	8
---	----	---

(注) 報告書においては、該当するものがある場合、以下の基準により表示している。

- 1 本文及び図表中の数値は、原則として、表示単位未満を切り捨て、また、比率は、小数点以下第2位を四捨五入している。

そのため、図表中の数値を集計しても計が一致しない場合がある。

- 2 各表中の符号の用法は、次のとおりである。

「―」・・・・・・該当数値がないもの、算出不能又は無意味なもの

「△」・・・・・・負数

- 3 本文中の市の例規に係る番号の記載は、原則として、備前市を表示していない。

(例) 備前市会計規則(平成17年備前市規則第57号)

→備前市会計規則(平成17年規則第57号)

# 令和5年度随時監査結果報告

## 第1 基準に準拠している旨

監査委員は、備前市監査基準（令和2年監査委員訓令第1号）に準拠して監査を行った。

## 第2 監査の種類

随時監査（地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第5項の規定による監査）

## 第3 監査の対象

部局名	課名
市長公室	観光・シティプロモーション課（日本遺産・観光部観光振興課）、備前焼振興課（日本遺産・観光部備前焼振興課）、交通政策課（市民生活部公共交通課）、プロジェクト推進課（総合政策部事業推進課）
企画財政部	企画課（総合政策部企画課）
市民生活部	市民協働課、環境課
保健福祉部	保健課、介護福祉課、社会福祉課、こどもまんなか課（こども家庭課）
産業建設部	産業振興課（産業部産業振興課、産業部農政水産課）、都市計画課（都市整備部都市計画課）、土地住宅政策課（産業部土地住宅政策課）、上下水道課（都市整備部上下水道課）
文化スポーツ部	文化スポーツ振興課（スポーツ振興課）、生涯学習課（教育庁社会教育部社会教育課）
総合支所部	日生総合支所（日生総合支所管理課）
教育委員会総合教育部	幼児教育課（教育庁教育振興部幼児教育課）

（ ）は旧部署名

## 第4 監査の着眼点

有効性、効率性、経済性、合規性等

## 第5 監査の主な実施内容

令和4年度に交付された補助金のうち、令和3年度以前から継続的に交付されているもの

を確認するため、全庁的な調査を実施した。そのうち、市が単独で、年間100万円を超える補助金を、複数年にわたり同一の補助事業者等に対し交付しているものの中から、最終的に3件の補助金を選定し、財務事務をはじめとした補助金交付等に関する事務が適正に行われているかなどについて監査を実施した（表1参照）。

監査にあたっては、事前にこれら関係書類を検査し、当日関係職員から対面によるヒアリングを実施した。

なお、本監査にあたっては、有限責任監査法人トーマツとの令和5年度補助金監査業務委託契約に基づき、協力を得て行った。

表1 監査対象とした補助金

対象部局名・課名		監査対象補助金
保健福祉部	社会福祉課	令和4年度社会福祉協議会補助金（地域福祉推進事業補助金、高齢者憩いの場運営事業補助金）
	介護福祉課	令和4年度シルバー人材センター運営事業補助金
産業建設部	産業振興課（産業部農政水産課）	令和4年度里海・里山ブランド推進事業補助金

（ ）は旧部署名

## 第6 監査の実施場所及び日程

監査期日	対象部局名・課名		実施場所
令和6年1月12日（金）	保健福祉部	社会福祉課	備前市役所
		介護福祉課	
	産業建設部	産業振興課（産業部農政水産課）	

（ ）は旧部署名

## 第7 監査の報告基準

### 1 監査結果の処理区分

監査委員は、備前市監査結果の処理区分基準（令和2年監査委員訓令第2号）において、監査の統一的判断を期すため、次のとおり監査結果の処理区分を定めている。

#### （1）指摘事項

- ア 法令等に違反していると認められるもの
- イ その他適正を欠く事項では是正する必要があると認められるもの

(2) 指導事項

ア 効率性、経済性又は有効性の観点から検討する必要があると認められるもの

イ その他法令等には違反しないが、事務処理上改善する必要があると認められるもの

(3) 勧告

監査結果のうち、特に措置を講ずる必要があると認められるもの

## 2 報告等の表現方法

監査委員は、備前市監査基準第 20 条第 3 項の規定に基づき、監査の結果に関する報告等の提出に当たり、住民が理解しやすいように平易かつ簡潔明瞭な表現とするよう努めている。そのため、一般的な公文書の表現方法とは、異なるものがある。

## 第8 監査の結果

### 1 補助金の概要

地方自治法（昭和22年法律第67号）によれば、普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができるとされている。そして、市が交付する補助金等の交付に関する基本的な事項を定めることにより、補助金等に係る予算の執行及び補助金等の交付の適正化を図ることを目的として、備前市補助金等交付規則（平成17年規則第58号。以下「規則」という。）を定めている。

規則では、補助金等とは、市が市以外の団体又は個人に対して交付する補助金、交付金、助成金、利子補給金及び事業共催の場合の負担金並びにその他相当の反対給付を受けない給付金をいうとされ、補助金等の名称、交付の目的、交付の相手方、交付の対象となる事務又は事業の内容及び補助金等の額又は率は、市長が別に定めるとされている。市は、これらに基づき、各補助金の交付要綱等を定めた上で補助金を交付している。

### 2 指摘事項

#### （1）法令等に違反していると認められるもの

##### ア 補助金の算定が要綱に従ったものになっておらず過大な交付となっているもの（社会福祉課）

備前市補助金等交付規則<sup>1</sup>（平成17年規則第58号）によると、補助金等の名称、交付の目的、交付の相手方、交付の対象となる事務又は事業の内容及び補助金等の額又は率は、市長が別に定めるとされている。

備前市社会福祉協議会地域福祉推進事業補助金交付要綱<sup>2</sup>（平成23年4月1日施行。以下「要綱」という。）では、補助金の対象となる事業は、社会福祉法人備前市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）が行う地域福祉推進事業のうち社協定款第2条に掲げる事業で市民に還元される内容のものでされている。

そこで、市社協から提出された補助事業等の実績報告に対して、社会福祉課が令和6年3月31日付で補助金等確定通知を行った令和4年度備前市社会福祉協議会地域福祉推進事業補助金34,615,662円を確認したところ、同課は、市社協が市や岡山県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）から受託している事業であり地域福祉推進事業に該当しないものについても、備前市社会福祉協議会地域福祉推進事業補助金の対象として補助金を算定し、1,003,176円を過大に交付していた（表2参照）。

したがって、補助金を算定するにあたり、要綱に規定する補助金の対象となる事業

<sup>1</sup> 備前市補助金等交付規則第3条第2項

<sup>2</sup> 備前市社会福祉協議会地域福祉推進事業補助金交付要綱第1条及び第2条

以外の経費等を計算に含め、補助金を過大に交付したことは、要綱に違反しており、是正する必要があると認められる。

なお、市は、市社協に対し、地域福祉推進事業の委託料の積算を適正に行うことや、委託先と対等な立場で適正に委託料の金額についての協議を行い、市社協が赤字を生じないようにするよう指導することや、県社協及び市社協に事業を委託している市の部署に対し、適正な委託料により委託すべきことを指導することが必要であると認められる。

表2 補助金確定額と補助金算定額の比較

(単位：円)

	R4年度の補助金 交付確定額	要綱により算定した 補助金額（試算）	差額
地域福祉事業事業費	57,948,973	57,948,973	0
市からの受託事業の赤字相当額	1,666,926	0	1,666,926
岡山県社協からの受託事業の 赤字相当額	339,425	0	339,425
事業費合計	59,955,324	57,948,973	2,006,351
事業費に対する補助金額 (事業費合計×1/2)	29,977,662	28,974,487	1,003,176
補助金特例加算額	4,638,000	4,638,000	0
補助金合計（交付確定額）	34,615,662	33,612,487	1,003,176

### 3 指導事項

#### (1) 法令等には違反しないが、事務処理上改善する必要があると認められるもの

##### ア 補助金交付対象者から提出された収支報告書等の確認が不十分なまま、交付すべき補助金等の額等を決定等していることは適切ではなく、改善する必要があるもの（社会福祉課、介護福祉課）

備前市補助金等交付規則<sup>3</sup>（平成 17 年規則第 58 号）では、市長は、補助金等の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて調査等を行い、補助金等を交付すべきものと認めたときは、速やかに交付決定し、補助金等交付決定額を記載した書面により申請者に通知するものとする。とされ、補助事業等が完了したときは、市長は、当該補助事業等実績報告書等の書類を審査し、及び必要に応じて実地に調査し、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定するとされている。

そこで、監査対象補助金 4 件を監査したところ、次の事態が見受けられた。

##### <事例 1>

社会福祉課は、令和 4 年度備前市社会福祉協議会地域福祉推進事業補助金において、社会福祉法人備前市社会福祉協議会（以下「社協」という。）から令和 4 年 4 月 1 日付で交付申請書が提出された当該補助金 36,319,000 円の交付決定にあたり、社協の資金収支予算書の中の事業活動経費 69,509,000 円について、その必要性や補助金の対象外経費の有無、社協の給与規程や資金収支計算書等の他の資料との整合性の検証など、提出された資料やその金額の正確性や適切性、妥当性の確認を行っていなかった。また、令和 5 年 3 月 31 日付で社協から提出された補助事業等実績報告書に添付された資金収支計算書を基に補助金等確定額を決定しているが、資金収支計算書に計上された経費の内訳や支出内容の妥当性の検証等も行われていなかった。

##### <事例 2>

介護福祉課は、令和 4 年度シルバー人材センター運営事業補助金 10,000,000 円について、備前市シルバー人材センターから提出された補助事業等実績報告書に添付された正味財産増減計算書を基に、交付すべき補助金等の額を確定しているが、正味財産増減計算書に補助金の対象経費外の経費が含まれていないことや正味財産増減計算書の金額の妥当性を確認していなかった。

---

<sup>3</sup> 備前市補助金等交付規則第 4 条、第 5 条、第 13 条、第 14 条及び第 15 条

したがって、市は、補助金交付対象者から提出された資料等による収支報告書等の金額の正確性、適切性、妥当性の確認が不十分なまま、収支報告書等のみにより交付すべき補助金等の額を決定又は確定していることは適切ではなく、改善する必要があると認められる。

# 令和5年度随時監査結果報告添付意見

## 1 意見

監査委員は、リスクが高いと思われる事務を抽出して監査しており、監査の結果の指摘事項等は、当該部署固有の問題ではなく、全庁的に類似の事例等が生じている可能性が高いと判断したものを中心に述べている。したがって、市の全部署は、自らの事務について同様の事例の有無を確認し、その改善を図ることにより、市の事務の課題解消に向けて、次の点に留意し改善することを求める。

### (1) 補助金対象経費や補助金積算過程の明確化について

市は補助金の決定や確定を行う際に、補助金交付先へ収支予算書や収支決算書等の提出を求めているが、補助金交付先の全ての事業等が合算された収支予算書、収支決算書が提出されており、補助金交付先が複数の団体から補助金の交付を受けている中で、市が支出した補助金がどの事業のどの費用に充てられているかなど、補助金を充当した費目やその額が不明確なまま、補助金額の確定等をしているものが見受けられた。収支予算書や収支決算書の提出とあわせて、補助対象経費を抽出して記載した積算書や補助金対象事業のみの収支報告書等の提出を求めるなどにより、補助対象経費や補助金の積算過程が明確になるように改善する必要がある。また補助金審査の過程で証憑<sup>しょうひょう</sup>同士の突合などを実施している場合には、その記録を残すことで担当者もしくは担当者以外の者が後日その検証を行う際又は翌年度以降の予算編成などに有用な情報として使用することができるようしておくことも必要である。

### (2) 補助金の事業効果の測定と見直しについて

補助金は、個人や団体等が行う公益性が認められる活動を支援するなどのために支出されるものであり、市の施策を補完し、政策目的を効率よく実現する意味からもその必要性は認めるところである。しかし、社会情勢の変化等により、補助金の対象とする事業の目的や内容が市民のニーズとずれが生じたり、補助金を設立した当初の目標が既に達成されていたりする場合がある。補助金を交付する際には、市が期待する成果の指標を設定するなど客観的に確認できるようにしておき、事業完了後及び数年おきに、その成果を達成できたか、改善点はないか、終期の設定をする必要はないかなどを検証し、いわゆるPDCAサイクルの概念を適用することにより、補助金の対象とする事業内容等を見直し、公正で効果的かつ効率的な補助金となるよう改善していくことが必要である。

(3) 前例踏襲によらない補助金の見直しについて

同一団体等への補助金が継続している場合、交付要綱等で補助金の対象とする経費が不明確であったり、実績報告書等での経費確認が不十分であったり、補助金算定過程が不明確となっている事象が見受けられる。

市は令和3年3月に補助金等の見直しに係る指針を定めている。本指針は、適格性、公平性を確保するための基準を設けることにより団体等の公益的な活動の支援に寄することを目的に定められたものである。本指針を踏まえ、補助金について前例踏襲によることなく見直しが必要である。

(4) 補助金確定等における事務の形骸化防止について

市が補助金の決定や確定を行う際の内部決裁書類に、十分な資料が添付されておらず、市職員が補助金交付先の役員となっているという理由で詳細な内容の確認を省略したり、補助金交付先との事前協議等により実質的に補助金額を算定したりするなど、補助金確定事務が形骸化していると認められる事象も見受けられた。補助金の交付事務については、公平性、透明性の確保が求められることから、補助金の確定等の事務を形骸化させることなく、厳密に行うことが必要である。